人間らしい働き方の実現を公務部門から 北海学園大学経済学部教授

Ш 村

雅

圓

とがポストコロナの雇用や社会にとって重要」と述べる。 政策を転換し、働きがいのある人間らしい仕事を実現し、 学経済学部教授の川村雅則さんは、 (会計年度任用職員制度) コロナ禍は平時からみられた雇用の問題、 のことが知られていないと指摘。 特に自治体で今年度から始まった非正規公務員制度 格差・不平等を浮き彫りにした。 民間部門へと波及させていくこ 「公務部門の削減、 北海学園大 非正規化

経済格差が反映コロナ対処力に

あ

らゆる分野で雇用の非正

雇用労働者を中心とする生活 割にも達しようとする非正規 らみられた雇用の問題 コロナを論じるのは早計かも 情勢の帰結をみる前にポスト いる経済危機がもたらす雇用 ショック超えとも予測されて 用のあり方である。 いるのは、 誌の特集で本稿に求められて れないが、 ポ ストコロナを展望する本 生存権保障の制度にも 北海道における雇 コロナは平時か リー ・マン 4 には、 口 を、

ている。 雇用を中心にみてい 部門とりわけ自治体の非正規 りが不可欠である。 差がないと言われるが、 く人が大事にされる仕組み作 済的な格差・不平等が反映 ナは人を選んで襲うわけでは 条件などを鮮明にした。 (削減)・非正規化の弊害がコ ナ禍であらわになった公務 回帰であってはならず、 緊縮財政によるスリム化 感染には貴賎や貧富 回避や対処の力には経 コロナ以前への単 そのこと 現実 コロ 働 な

ても、 規化が進んでいる。 超が非正規という計算になっ 道や政令市である札幌市を除 ろ、全体で2万9000人で、 町村の人数を抜き出したとこ である。 されている。 短期間・ 年4月1日時点) 思われている公務部門もその く市町村群では、 民間化も進んでいる)。 つである(公務の場合には 自治体の非正規公務員数 総務省の調査 全国でおよそ4万人と 北海道及び道内各市 短時間勤務者を除い 4分の3は女性 平均で3割 によれば $\begin{array}{c}
2 \\
0 \\
1 \\
6
\end{array}$ 安定的と

> されている 変えて(年度内の延べ人数が) 照会された2018年の総務 省調査では、 非正規が多数派であったり 倍の人数が回答

規化が進んだ職場であるのは 整助成金の支給など労働行政 だが、 もその 周 を進めるハローワークも非正 童保育の分野や、 びとの生活を支えた保育・学 や職種もある。 非正規しかいないという部署 支援にあたる各種の相談業務 知の通りである。 失業者の支援や雇用調 一つだ。 国の行政機関 コロナ禍で人 要支援者の 支援者が

> が日常化していた。 支援を必要とする皮肉 な事

新たな非正規公務員制度 民間からも乖離する

を揶 なっていないが、 行しているかに見える。 ては、逆である。 であるが、 ついていない。 コロ およそ民間ではありえな **| 揄する際に使われる言葉** 公務員制度の設計や慣 ナ禍で大きな話題には 非正規制度に 部分的に 新たな非 民間に追 は 関

任用 規公務員制度である会計年度 |職員制度がこの2020

公務部門で進む 用の非正規化

シャル

ワー

カー

-の厳し

Ė

ちなみにカウント方法を

組み込まれた格差、

エッセン

影響は十分に検証された上で

0 0

専制、

使用者責任の空洞

いる。

-寄稿)

非正規化が著しく、

使用者

めるかの

路に我々は立って

口

帰

か新しい社会作

:りを始

不平等である。 時における雇

前へ

*画像提供/国立感染症研究所

ナで浮き彫りになったのは平

用の問題 コロナ以

格差·

安定性や公務労働の質への

うプラス面が喧伝されたが、 時 年 事態が生じている。そもそも、 ていた法改定の趣旨に反する 前上ではあっても)掲げられ 15 くの問題が指摘されて 詳細は拙稿を参照 4月 「が設計した制度には、 ざふたを開けてみたら、(建 金の支給が可能になるとい から始まってい . る。 数多 £ \$ た

ぼ 年の条件付採用期間 期間が一会計年度内に限定さ と解釈されているために、 は可能だが、 れており、 100%の自治体で、 闬 例えば第一には、不安定な (雇用) ?設けられる。 繰り返し働くこと 新たな職に就く である。 しかもほ (試用期 任用の 総務 毎

> 北海学園大学経済学部教授 川村 雅則

> > 法改定の

違いが容認された。さらに、 ートタイムとで) 処遇体系 違いによって

(フルタイムと

省の助 れる。 う 厳を傷つける制度設計である。 続を軽視し、 用転換制度はない。 に民間で始まっている無期雇 存の労働者を含め公募が 、少し長めの期間、 第二には、 雇用安定の実現のため 言通 り3年ごとか、 現場労働者の尊 低水準、 ごとに、 経験・勤 かつ、 行 既 わ

縛られているのだから。

務員制度では な格差是正の流れが強化され 雇用形態の相違による不合理 0 条を引き継ぐかたちで202 不公正な賃金・処遇制度であ イム労働法と労働契約法第20 F期 雇 年4月からパートタイム・ 民間部門では、 ところが新たな非正規公 用 労働法が導入され 勤務時間数 パ ートタ

労働条件を改善するその手も が際立つ。 公務員の場合には、 性ある代償措置もない非正規 するこの点は、賃金・労働条 時金支給でさえも、 報告されている。 け基本給が減額される事 :が著しく低く、 る。 そして労働基本権 公務員制度全体に共通 抑制された賃金

であ び客観的 では、 やモラールの低下を防ぐた マンネリ化による意欲の減退 は、 の異動が必要とされた。 年ごとの公募制に加えて、 規公務員には原則として、 なお、 る。 というの 「雇用機会の均等付与及 職場の緊張感を維持し、 新制度の導入で、 政令市である札幌市 な能力の実証のた 事者の雇用 が市からの回答 ・生活 非正 理由 部 3

「目玉」とされた しかも実効 その分だ 理不尽さ の制約で 呈しているのではないか。 題があることを図らずも露 減退やモラールの低下があ 員の人材育成システムに問 るならば、 制 マンネリ化による意欲 度設計 それは非正規公務 なの か。

また仮

岐路に立つ我々 雇用をどうする か

味で、 障・社会的保護、 ディーセントワークを提唱 不平等の是正、 定した雇用、 しい仕事と訳されている。 っとうな、 している。 権利保障など、 向性が示されている。 Ó 国際労働機関 雇用で実現されるべき 働きがいのある人間ら 適切な、 ディー 十分な所得保 そして労働者 I L O ジェンダー ポストコロ セントはま という意 は、 安

> が、 労働者が数多く働いている など、不利な立場に置かれ が封じられた公共民間労働 の発注条件によって強く縛 務員に加えて、 基本権を制約された非正規公 仕組みが不可欠であ おける労働者の参加・発言 る日本では、 とも言える事態さえ起きて れながらもそこへのアクセス 労働条件を自治体からの とくに公務部門では、 そのことの自覚は、 労働条件決定に 自らの賃 仕 金 13

に感じる。既存の労働組合に 内でも議会内でも乏しいよう

も目立った動きは見られない

冒

一頭に述べたとおり、

コロ